

+ (

消防予第 221 号

平成 22 年 5 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・指定都市消防長 }

消防庁予防課長

(公印省略)

## 建築確認手続き等の運用改善に伴う消防同意事務の取扱について

建築物火災の予防上きわめて重要な地位を占める消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条の規定に基づく建築許可等についての消防長及び消防署長の同意に関する事務のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認に係るもの（以下「消防同意事務」という。）については、建築確認事務における行政内部手続きとして実施されているところです。

今般、建築確認手続き等の運用改善を目的とした建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年国土交通省令第 7 号）及び関係告示が平成 22 年 3 月 29 日に公布（同年 6 月 1 日に施行予定）されたことに伴い、国土交通省住宅局長より各都道府県知事に対し、別添 1 のとおり「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」（平成 22 年 5 月 17 日国住指第 655 号）が発出されましたので、お知らせします。また、同日付で国土交通省住宅局建築指導課長より各指定確認検査機関の長に対し、別添 2 のとおり通知が発出されていますので、併せてお知らせします。

各消防本部等（消防本部を設置している場合は消防本部、設置していない場合は町村をいう。以下同じ。）におかれましては、「消防法第七条の規定に基づく建築物の確認等に対する同意について」（昭和 38 年自消乙予発第 11 号消防庁次長通知）に示す消防同意事務の制度の本旨に十分配慮しつつ、同通知に示す事務処理の適正化（申請者たる建築主の負担の軽減等）の観点から、既に一部の消防本部等において実施している並行審査（建築確認審査と消防同意事務を並行して行うことをいう。以下同じ。）について、別紙「並行審査の検討に係る留意事項」を参考に、特定行政庁及び指定確認検査機関（以下「特定行政庁等」という。）と連携して導入を検討するなど、特定行政庁等との連携強化を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨ご周知頂くようお願いいたします。

なお、本通知は、国土交通省住宅局とも調整済みのものであるとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 〈連絡先〉

総務省消防庁予防課 竹村、千葉、池町  
〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2  
TEL : 03-5253-7523

## 並行審査の検討に係る留意事項

消防同意事務を行政内部手続きとして包含した建築確認事務全体の審査期間の短縮により、申請者たる建築主の負担の軽減等を図るため、既に一部の消防本部等においては並行審査を行っている例も見受けられることから、特定行政庁等と連携して特に以下の点に留意して調整を行い、事務処理の適正化が図られるものと判断される場合には、並行審査の導入を検討する。(都道府県が特定行政庁となる場合等で、慣例的に建築確認審査に先行して消防同意事務を行っている場合においても同様に検討する。)

なお、並行審査に関しては、「建築行政マネジメント計画策定指針」の「Ⅲ. マネジメント計画に盛り込む内容」において、都道府県及び特定行政庁が平成 22 年度中に策定することとされている「建築行政マネジメント計画」に定める施策の例として示されているとともに、同策定指針の「Ⅳ. 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書の作成」において、特定行政庁等が平成 22 年 5 月末を目途に策定することとされている「推進計画書」に定める取組みの例として示されているところである。

### 1. 消防同意事務に係る申請図書の受付時期

並行審査の導入により、不整合等の少ない完成度の高い申請図書等の審査期間の短縮が可能と考えられるが、不整合等が多数ある申請図書等については審査の手戻りが発生し、かえって審査期間が長期化することとなる。

このため、例えば、建築主事又は指定確認検査機関(以下「建築主事等」という。)において、申請に係る建築物の計画の面積や区画、開口部、内装等、消防同意事務に影響する可能性のある問題がないことが確認された後、消防本部等で申請図書を受付けることとする(また、建築主事等において並行審査を行うことが適当ではないと判断した時は、並行審査を行わないこととする)など、消防同意事務に係る申請図書の受付時期について、特定行政庁等と調整を行う。

### 2. 消防同意事務に必要とする図書

建築確認の申請にあたっては、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 1 条の 3 の規定に基づき建築主より正本 1 通及び副本 1 通(構造計算適合性判定を要する場合にあっては、副本 2 通)の申請図書が提出されることとなるが、並行審査を導入するためには、同一の申請に係る申請図書を、建築主事等と消防本部等において同時に審査することが求められる。

このため、例えば、消防本部等においては正本 1 通により消防同意事務を行うこととするなど、消防同意事務に必要とする図書の数及び正本又は副本の別について、特定行政庁等と調整を行う。

### 3. 申請図書の整合性の確保方策

「確認審査等に関する指針」(平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針告示」という。)で定められている建築確認申請図書の補正の対象については、今回の建築確認手続き等の運用改善による指針告示の改正により、従前は「軽微な不備(誤記、記載漏れその他これらに類す

るもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）」とされていたものが「不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）」とされ、修正後の申請図書で修正前の申請図書を補正することも可能となったため、並行審査を導入した場合には、申請図書の整合性の確保が一層重要となる。

このため、例えば、審査の経過を記録するための共通の様式を作成し、当該様式の活用により建築主事等と消防本部等が相互に情報共有を図ることとするなど、申請図書の整合性の確保方策について、特定行政庁等と調整を行う。